

○ 岡山県税条例の一部を改正する条例 【条 例】 ○ 公布した条例の解説 【解 説】		目 次	岡山県公報	
			発行 岡山県	
				
税務課 総務学事課		担当課（室）		
			目 次	
			担当課（室）	

外号 岡山県公報 1日3月1年31平成

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百七十九条第一項本文の規定により知事が処分した岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十一号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項中「第一号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同項第一号中「特別区」の下に「（次項において「都道府県等」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項第一号に掲げる寄附金」を「前項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この項において「第一号寄附金」という。）であつて、都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、当該基準及び次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

二 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

第百九条の三中「岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岡山県条例第八号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」を「法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して」に改める。

第百十三条第三項中「道路運送車両法第三条の軽自動車」を「法第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等」に改める。

附則第六条の三の二第一項中「平成四十三年度」を「平成四十五年度」に改め、同項第一号中「第十二項」を「第十七項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第四十一条第三項第二号」を「第四十一条第五項」に改め、「特定取得」の下に「又は同条第十四項に規定する特別特定取得」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第六条の三の三第一項の表附則第六条の三の二第一項第一号の項中「第十二項」を「第十七項」に改め、同表附則第六条の三の二第二項第二号の項を削り、同条第二項中「第六項までの規定の」を

号外 岡山県公報 平成31年3月31日

「第九項までの規定の」に、「前条第四項」を「前条第三項」に改め、同項の表中「第六項」を「第九項」に改める。

附則第六条の四中「同条第二項第二号」を「同条第三項第二号」に、「第三十三条の二第二項に」を「第三十三条の二第三項に」に、「同条第一項第一号に掲げる寄附金」を「同条第二項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第一号及び第二号中「第三十三条の二第二項第一号」を「第三十三条の二第三項第一号」に改める。

附則第六条の五中「第三十三条の二及び」を「第三十三条の二第一項及び第三項並びに」に、「第三十三条の二第二項第一号」を「第三十三条の二第三項第一号」に改める。

附則第六条の六中「第三十三条の二及び」を「第三十三条の二第一項及び第三項並びに」に、「第三十三条の二第二項各号列記以外の部分及び第二項並びに」を「第三十三条の二第二項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、同条第三項及び」に、「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金」に、「当該寄附金」を「当該特例控除対象寄附金」に改める。

附則第八条第一項中「第三十三条の二第一項第一号に掲げる寄附金」を「第三十三条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に、「第三十三条の二の」を「第三十三条の二第一項及び第三項の」に改め、同条第二項中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二第三項」に改める。

附則第十条第三項第三号及び第十一条の二第三項第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則第十一条の二の六第三項第三号中「同条第二項中」を「同条第三項中」に改める。

附則第十一条の四第二項第三号及び第十二条第三項第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附則第十四条の七中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「その他これに類するものとして省令で定めるもの」を削り、「平成三十三年七月一日から平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の二、第十七条の二の二第一項及び第十七条の二の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十七条の五中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第十八条第二項中「附則第十二条の二の二第二項各号に掲げる自動車」を「附則第十二条の二の二第二項に規定するガソリン自動車」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三

外号 岡山県公報 1日3月31年3平成

十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第三項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第四項中「附則第十二条の二の二第四項各号に掲げる自動車」を「附則第十二条の二の二第四項に規定するガソリン自動車」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第五項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第六項中「附則第十二条の二の二第六項各号に掲げる自動車」を「附則第十二条の二の二第六項に規定するガソリン自動車」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改める。

附則第二十条第一項から第五項までの規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第六項中「自動車」を「自動車又は同法第三条第一号に規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第七項及び第八項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第九項中「から第十二項まで」を「及び第十一項」に、「第十三項」を「第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第九項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に、「第九十三条第一項中」を「同項中」に改め、同条第十項中「以下この条及び附則第二十一条の四第三項

第二号」を「第十二項及び附則第二十一条の四第二項第二号」に、「次項及び第十三項」を「第十二項」に改め、「。次項において同じ」を削り、「法附則第十二条の二の四第九項第一号」を「同項第一号」に、「及び道路運送車両法第四十一条」を「及び同条」に、「。第十三項」を「。第十二項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同条第十一項を削り、同条第十二項中「附則第十二条の二の四第十二項各号」を「附則第十二条の二の四第十一項各号」に、「平成三十一年三月三十一日（法附則第十二条の二の四第十二項第四号に掲げるトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に、「第九十三条第一項中」を「同項中」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び」を「又は」に、「二十二トン」を「八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十二トン」に、「平成三十一年三月三十一日（車両総重量が八トンを超え二十トン以下のトラックにあつては、平成三十年十月三十一日）」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を第十三項とする。

附則第二十一条の四第一項中「第三項第一号及び第五項第一号」を「次項第一号」に、「第三項第二号及び第五項第二号」を「同項第二号」に、「第三項第三号」を「次項第三号」に、「当該各号に定める年度以後の年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項第一号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第二号中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日」に、「、平成二十九年度分」を「平成三十年度分の自動車税

号外 岡山県公報 平成31年3月31日

に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十一年度分」に改め、同項第二号中「により」を「により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で省令で定めるものに適合するもの又は同条の規定により」に、「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項及び第五項において「排出ガス保安基準」という。）を「排出ガス保安基準」に改め、「及び同項第二号」を削り、同項第三号中「。第五項第三号において同じ」を削り、同項第四号中「この条」を「この号及び次項」に改め、「（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）」を削り、「第五項及び第六項」を「次項」に、「百分の百十」を「百分の百三十」に改め、「第四十一条」の下に「の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で省令で定めるもの（同項において「平成三十年窒素酸化物排出許容限度」という。）の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が同条」を加え、「次項から第六項まで」を「同項」に改め、同項第五号中「。第五項第五号において同じ」を削り、「により」を「により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するもの又は同条の規定により」に改め、「（同号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百二十」を「平成三十二年基準エネルギー消費効率に百分の百十」に改め、「うち」の下に「窒素酸化物の排出量が平成三十年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので省令で定めるもの又は」を加え、「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成三十年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日」に、「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削る。

附則第二十一条の五に次の二項を加える。

2 前条第二項の規定の適用を受ける自動車について、第百十三条第一項の規定により自動車税を減免する場合における同条第二項の適用については、同項の表中「四万五千元」とあるのは、「一万千五百円」とする。

3 前条第三項の規定の適用を受ける自動車について、第百十三条第一項の規定により自動車税を減免する場合における同条第二項の適用については、同項の表中「四万五千元」とあるのは、「二万二千五百円」とする。

附則第二十二條の二第一項中「。次項及び次条」を「。次項」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「（次条第二項）」を「（同項）」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條の三第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改

め、同項ただし書中「にあつては」を「には」に改める。
 附則第二十三条第二項第三号及び第五項第三号並びに第二十三条の二第二項第三号及び第五項第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の二の改正規定並びに附則第六条の四から第六条の六まで、第八条、第十条第三項第三号、第十一条の二第三項第三号、第十一号の二の六第三項第三号、第十一条の四第二項第三号、第十二条第三項第三号、第二十三条及び第二十三条の二の改正規定並びに附則第三項から第五項までの規定は、同年六月一日から施行する。

（個人の県民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第三十三条の二第一項及び第三項並びに附則第六条の四から第六条の六まで及び第八条の規定は、平成三十二年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 新条例第三十三条の二第一項及び第三項並びに附則第六条の四、第六条の六及び第八条第一項の規定の適用については、平成三十二年分の個人の県民税に限り、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十三条の二第一項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）を支出し、これらの寄附金
第三十三条の二第三項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び第一項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）の額
附則第六条の四	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金（平成三十一年六月一日前に支出したものに限る。）の額
附則第六条の六	に特例控除対象寄附金	支出したものに限る。」

附則第八条第一項			
送付	特例控除対象寄附金	とする	に特例控除対象寄附金 (同項の規定の適用を 受けた同項に規定する 利子等の金額のうち当 該特例控除対象寄附金
送付又は地方税法等の一部を改正する法律 (平成三十一年法律第二号) 附則第二条第 七項の規定によりなお従前の例によること とされる同法第一条の規定による改正前の 法附則第七条第五項の規定による同条第一 項に規定する申告特例通知書の送付		支出したものに限る。)(同項の規定の適 用を受けた同項に規定する利子等の金額の うちこれらの寄附金 と、「限る。」とあるのは「限り、同項の 規定の適用を受けた同項に規定する利子等 の金額のうち当該寄附金の支出に充てられ たものとして令で定めるところにより計算 した金額に相当する部分を除く。）」とす る	

5 新条例第三十三条の二第二項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成三十一年六月一日以後に支出する同条第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

7 新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成三十一年度分の自動車税について適用し、平成三十年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例の一

部改正)

8 岡山県税条例及び特定非営利活動法人に係る県税の特例に関する条例の一部を改正する条例(平成三十年岡山県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち岡山県税条例附則第二十一条の四第一項の改正規定中「第三項第一号及び第五項第一号」を「次項第一号」に、「第三項第二号及び第五項第二号」を「同項第二号」に、「第三項第三号」を「次項第三号」に、「自動車税」を「」を「平成三十一年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の各年度分の」に改め、同項第一号の改正規定中「改め」を「」を「もの」を「もの」初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号の改正規定中「改め」を「」を「もの」を「もの」初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同条第三項から第七項までを削る改正規定中「同条第三項から第七項まで」を「同条第二項及び第三項」に改める。

(解説)

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について

地方税法の一部改正に伴い、環境への負担の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置の適用期限を延長する等所要の改正を行うものである。